

白岡市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年3月24日

白岡市監査委員 鬼久保 勝臣

白岡市監査委員 江原 浩之

令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による
財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

白岡市観光協会

(2) 所管部課

生活経済部商工観光課

3 監査の範囲

主に令和 5 年度執行に係る出納その他の事務で、市からの財政援助に係る事務

4 監査の実施期間

令和 7 年 1 月 21 日から令和 7 年 3 月 24 日まで

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 所管課関係

ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。

ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等により行われ、十分に確認しているか。

カ 補助金交付団体への指導監督は適正に行われているか。

(2) 財政援助団体関係

ア 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適切に行われ

ているか。

イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果を上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

ウ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

エ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

6 監査の主な実施内容

監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前審査においては、対象団体及び所管部課から提出された監査資料及び関係諸帳簿の照合等による書類審査を行った後、関係職員へのヒアリングを実施した。本監査においては、対象団体職員及び商工観光課長の出席を求め、提出資料に基づき、質疑応答による監査を実施した。

7 財政援助団体の概要

(1) 設立目的

白岡市の観光事業の健全な発展と振興を図り、併せて地域産業の振興に寄与し、もって市民の生活、文化及び経済の向上に貢献することを目的として設立された。

(2) 事業内容

ア 観光事業に関する調査研究

イ 観光事業の計画

ウ 観光に関する各種催しの開催及び支援

エ 観光の紹介、宣伝及び観光客の誘致

オ 特産品の開発、紹介及び頒布

カ 観光資源の保護及び開発

キ 観光施設の整備及び運営

ク 郷土芸能の保存及び振興

- ケ 事業の円滑な実施を確保するための基金の設置
- コ その他協会の目的を達成するために必要な事業

(3) 財政援助の状況（令和５年度）

総事業費		12,586,958円
補助金	交付決定額	9,340,000円
	返還額	400,000円
	交付確定額	8,940,000円

8 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に処理されていると認められた。今後も、補助金交付要綱や各規程等に基づき、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項及び意見については、次のとおりである。

(1) 指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

(2) 意見

ア 市と財政援助団体との関係について

補助金を交付する市と補助金の交付を受ける団体を代表する者が同一であるとき、当該者が両者を代理して契約などを行う場合は、双方代理の関係にあり、利益相反との誤解を生むおそれがある。

本件の補助金交付決定手続では、双方代理を回避するため、副市長名で決定通知等を発出しているところであるが、本件に限らず、補助金を交付する市と補助金の交付を受ける団体を代表する者が同一である場合に、双方代理の回避が適切に行われるよう全庁的に対応を講じ、補助金の交付が適正になされるよう求める。

イ 市と財政援助団体の実施事業における役割について

保健センター分館の解体に伴い、観光協会が市役所庁舎に移設されたことで、所管課である商工観光課と、より連携した事務事業を展開しているとのことであるが、補助事業において、観光協会と商工観光課とで、いずれが事業実施主体となるかの区分けが明確でないように見受けられる。

補助金を交付する目的を踏まえ、実施事業主体の区分けを明確にし、両者の役割を改めて確認されたい。

ウ 補助金交付方法の妥当性について

補助金を概算払いにより交付することは、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成10年白岡町規則第1号）第18条ただし書により認められており、本件においても、補助団体の性格や資金繰りの面から、概算払いにより交付することについては、一定の理解をする。

一方で、所管課においては、団体からの申請を漫然と受けるのではなく、その必要性を十分に検討し、市としての認識を明確にした上で意思決定をし、概算払いによる交付とされたい。

エ 補助対象経費・補助金充当経費の明確化について

白岡市観光協会補助金交付要綱（平成15年白岡町告示第10号）では、補助対象事業が掲げられているが、補助対象とする経費が明示されていない。

本件では、審査において、対象年度の補助金を補助対象事業に充当していることを確認しているが、実績報告書、各種調書等からは当該事業に要した経費の費目内訳が分かりにくい。

そのため、補助対象事業のいかなる経費に対して、どれだけ補助金を充当しているかが見えにくい点を改めることを検討されたい。

併せて、補助金の使途の明確化の観点から、補助する必要性がある事業又は経費を精査することについても検討されたい。

オ 補助金交付団体における管理体制について

観光協会は、専従職員が1名であることから、出納や現金の管理が属人化することが懸念される。事務局内で、複数人によるチェックを行うなど、管理体制の改善に努められたい。

カ 定期預金のあり方について

不測の事態等に備えた引当金として定期預金を保有しているとのことであるが、団体の収入の大部分が補助金であるため、定期預金の原資に補助金の残余分が含まれることを踏まえると、定期預金を保有する必要性について検討されたい。